

競争入札等にかかる建設業者等の入札参加資格停止について

このたび、下記のとおり守山市入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

記

1 入札参加資格停止措置業者

株式会社中造園

奈良県葛城市西辻352-1

2 入札参加資格停止措置期間

令和8年7月2日から令和8年8月1日まで（1月間）

3 入札参加資格停止理由

株式会社中造園の経營業務管理責任者である者及び、営業所技術者である者2名が、他社へ出向の上、他社の工事の現場代理人として配置され、当該工事に関する業務に従事していた事実が認められたことにより、当該工事期間は株式会社中造園での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第7条第1号及び第2号に違反するとして、令和8年5月8日付けで奈良県から建設業法第28条第1項により指示処分を受けたため。

4 根拠基準

守山市建設工事等入札参加資格停止基準第3条

別表第2第9項第3号エに該当（建設業法または業務関連法令違反行為）

「有資格者等が滋賀県外において行った行為等について、指示処分を受けたとき。

（1月）」